

契約保証金の納付等について(長期継続契約用)

公益財団法人広島市産業振興センターにおいては、契約の締結にあたり、契約保証金(契約金額(契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額。以下同じ。)の10分の1以上の額(長期継続契約の場合においては、その都度理事長が定める額)。以下同じ。)を契約締結の日までに納付していただくこととしております(契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます)。

ただし、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他入札公告に記載した契約保証金の免除要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、履行保証保険契約の締結(以下「保証等」といいます。)にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とします。したがって、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください。

※ 保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。(次ページ参照)

区分	取扱機関等	内 容
1 契約保証金の納付	契約担当課	落札者の方は、各年度の支払予定額が同額の契約の場合は年額相当額の10分の1以上の契約保証金(現金)を、また各年度の支払予定額が異なる契約の場合は各年度の支払予定額のうち最高額の10分の1以上の契約保証金(現金)を当センターの指定口座へ納付してください。 <u>契約担当課窓口での納付はできません。</u>
2 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当課へご持参ください。 ※ 保険契約の締結にあたっての留意事項 ① 保険契約締結日及び保険証券作成日：落札決定日から契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保証期間：契約書に記載された <u>契約期間</u> と同一期間とする ただし、保険期間を履行期間の当初2か年度(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む)とし、保険期間の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は休日でない前日)までに、残余年度の履行期間を保険期間とする(2か年度を限度とする)新たな保険に加入することも認める。その後に残余年度がある場合についても同様とする。なお、保険期間の満了日が契約期間の最終日に至らない場合は、保険期間の満了日から起算して7日前の日までに新たな保険に加入すること等を誓約する誓約書を当初の履行保証保険証券の提出の際に提出すること。 ④ 保証金額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 被保険者：「公益財団法人広島市産業振興センター」とすること。 ⑥ 保険契約者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦ 特約条項：「定額てん補」とすること。
3 契約保証金免除申出書の提出	契約担当課	「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」をご覧ください。 落札者の方は、契約保証金免除申請書を契約担当課へ持参してください。 なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があること。 ・ 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。 ・ 広島市税について滞納がないこと。 ・ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。 ※ 詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」を参照のこと。

※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。

○ 履行保証保険契約の締結にあたっては、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。

損害保険会社への申込みの際には、以下のとおり、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除についても保証されるよう手続を行ってください。

公益財団法人広島市産業振興センターと受注者（保険契約者）間の〇〇〇〇契約に基づく受注者の不履行に対する保証。

なお、受注者に係る次の者が当該契約を解除した場合についても、保証する。

- 1 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 2 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 3 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等